

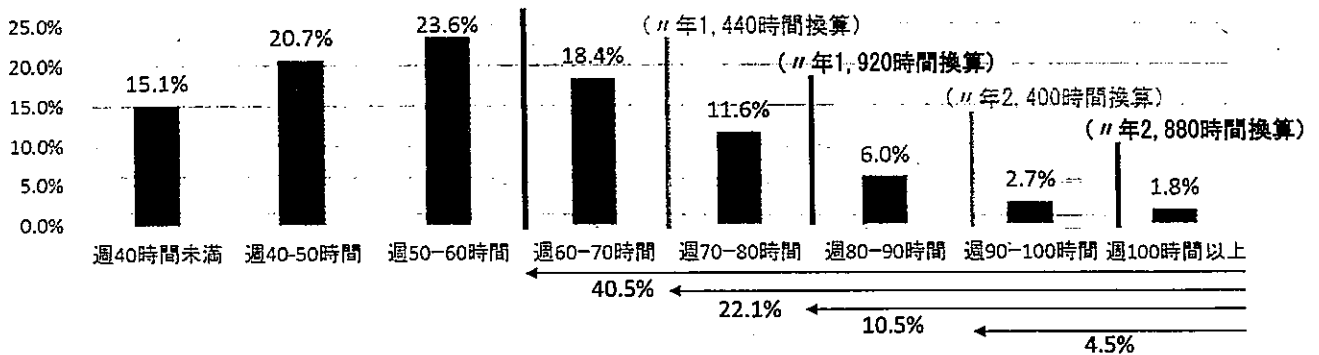
時間外労働規制のあり方について③ (議論のための参考資料)

【抜粋】

病院勤務医の週勤務時間の区分別割合、医師の年間就業日数

1. 病院勤務医の週勤務時間の区分別割合

(時間外月80・年960時間換算※休日込み(以下同じ))



※「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」(平成28年度厚生労働科学特別研究「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査研究」研究班)結果をもとに医政局医療経営支援課で作成。病院勤務の常勤医師のみ。勤務時間は「診療時間」「診療外時間」「待機時間」の合計でありオンコール(通常の勤務時間とは別に、院外に待機して応急患者に対して診療等の対応を行うこと)の待機時間は除外。医師が回答した勤務時間数であり、回答時間数すべてが労働時間であるとは限らない。

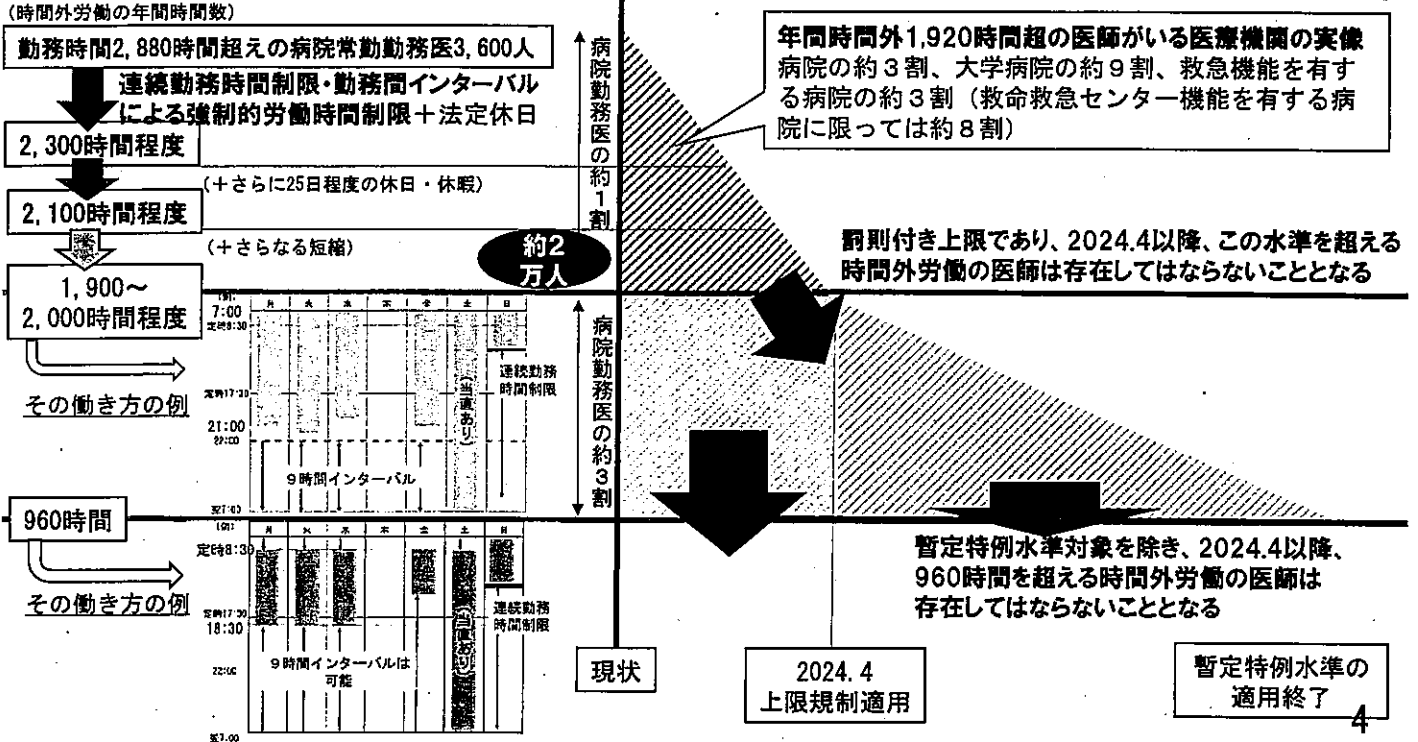
2. 年間就業日数の比較

	総数	医師	専門技術的職業
200日未満	6.1%	3.5%	4.7%
200～249日	42.7%	19.6%	47.2%
250～299日	42.6%	41.4%	39.0%
300日以上	7.6%	35.0%	8.7%

※平成29年就業構造基本調査(総務省)。年間80日程度の休日(概ね4週6休に相当)の場合、年間就業日数は280日程度となる。

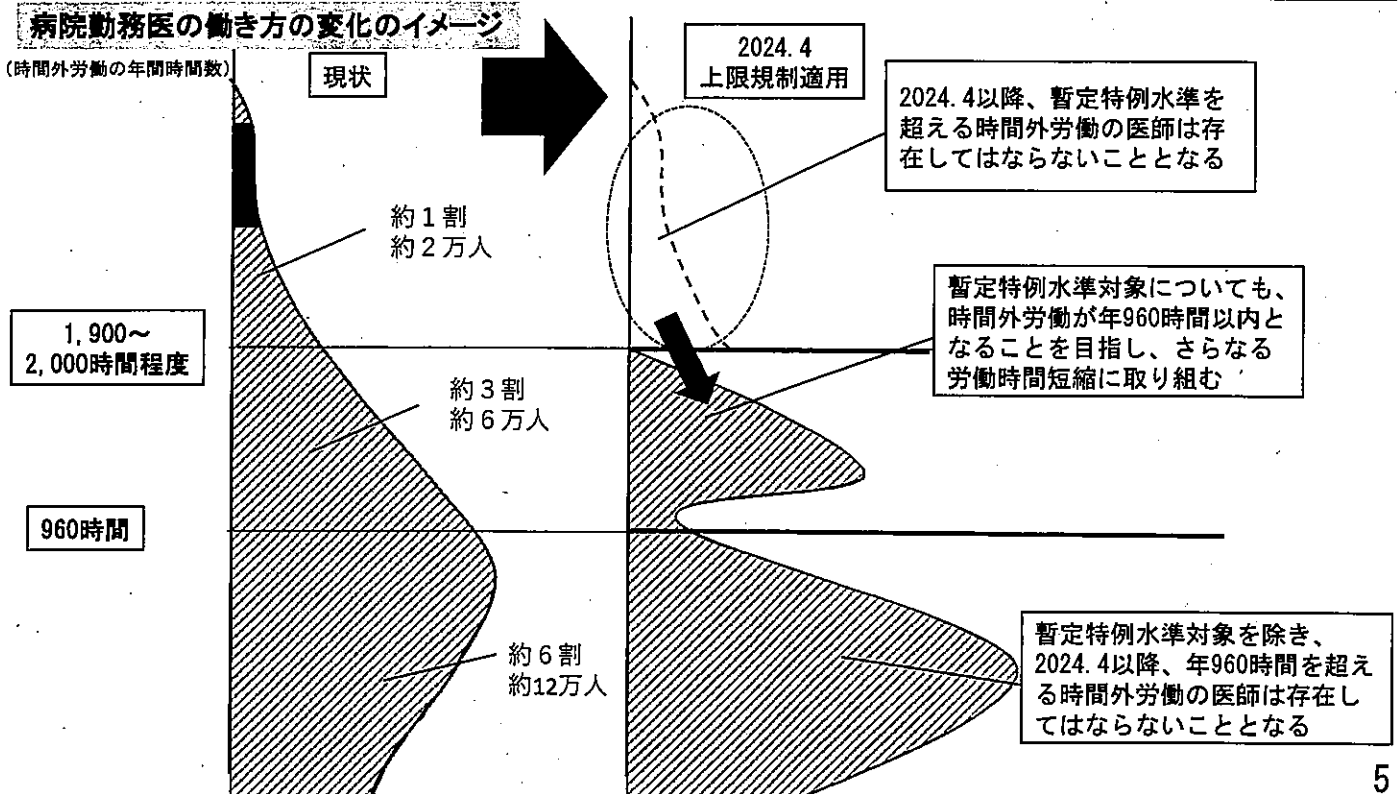
2024年4月とその後に向けた改革のイメージ①(案)

- 医療機関で診療に従事する勤務医の時間外労働が休日労働込みで年960時間以内となるよう、医療機関・医療界・行政をあげて全力で労働時間短縮に取り組む。
- 地域医療提供体制の確保の観点からやむを得ずこの水準に到達できない場合も年1,900~2,000時間を上限として、これを上回る部分を約5年間で完全になくす改革をしていく。



2024年4月とその後に向けた改革のイメージ②(案)

- 2024.4以降、暫定特例水準を超える時間外労働の医師は存在してはならないこととなり、暫定特例水準対象の医師についても、時間外労働が年960時間以内となるよう労働時間短縮に取り組んでいく。



医師の時間外労働規制について(案)

一般則

(例外)
 ・年720時間
 ・複数月平均80時間
 (休日労働含む)
 ・月100時間未満
 (休日労働含む)
 年間6か月まで

【時間外労働の上限】

(原則)
 1か月45時間
 1年360時間

2024年4月～

年1,900～2,000時間／月100時間 (例外あり)
 ※いずれも休日労働含む
 年□□時間／月100時間 (例外あり)
 ※いずれも休日労働含む
 →将来に向けて縮減方向

年960時間／月100時間 (例外あり)
 ※いずれも休日労働含む

A: 診療従事勤務医に2024年度以降適用される水準

B: 地域医療確保を特定
 特例水準 (医療機関を特定)

一定の期間集中的に技術向上のための診療を必要とする医師向けの別の水準
 ※労務医療機関を特定し、本人の申し出に基づく

将来 (暫定特例水準の解消 (=2035年度末) 後)

年960時間／月100時間 (例外あり)
 ※いずれも休日労働含む

A: 診療従事勤務医に2024年度以降適用される水準

将来に向けて縮減方向
 C: 一定の期間集中的に技術向上のための診療を必要とする医師向けの別の水準
 ※労務医療機関を特定し、本人の申し出に基づく

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置 (いわゆる「ワークストップ」)

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休暇のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休暇のセット (義務)

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休暇のセット (義務)

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休暇のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

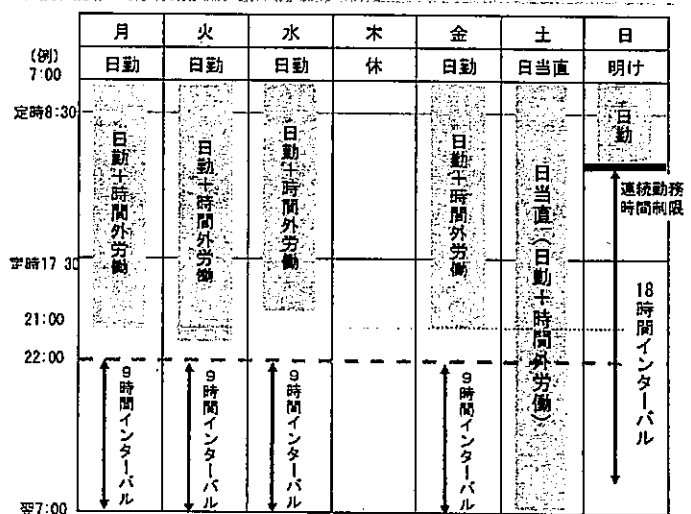
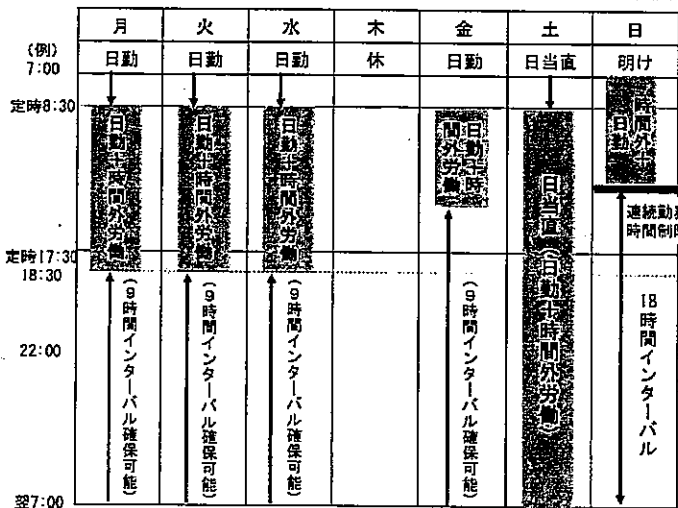
連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休暇のセット (義務)

【追加的健康確保措置】

(A)・(B)の水準を適用した後の働き方のイメージ

(A) 時間外労働年960時間程度≒週20時間の働き方(例)

(B) 時間外労働年1,900時間程度≒週40時間の働き方(例)



※図中の勤務時間を示す帯には各日法定休憩を含む

- 概ね週1回の当直 (宿日直許可なし) を含む週6日勤務
- 当直日とその翌日を除く4日間のうち1日は半日勤務で、各日は1時間程度の時間外労働 (早出又は残業)
- 当直明けは昼まで
- 年間80日程度の休日 (概ね4週6休に相当)

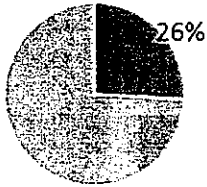
- 概ね週1回の当直 (宿日直許可なし) を含む週6日勤務
- 当直日とその翌日を除く4日間は早出又は残業を含め14時間程度の勤務
- 当直明けは昼まで
- 年間80日程度の休日 (概ね4週6休に相当)

※勤務間インターバル9時間、連続勤務時間制限28時間等を遵守して最大まで勤務する場合の年間時間外労働は、法定休日年間52日のみ見込むと2,300時間程度、(A)・(B)と同様に80日程度の休日を見込むと年2,100時間程度となる。

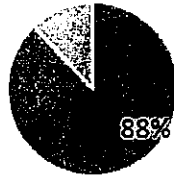
地域医療確保暫定特例水準(案)を超える働き方の医師がいる病院

週勤務時間が80時間を超える者がいる病院の割合

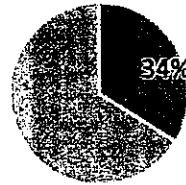
全体



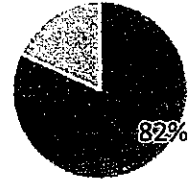
大学病院



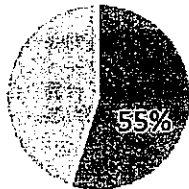
救急機能を有する病院



救命救急機能を有する病院



救急車受入件数1,000台以上の病院



(許可病床規模)

400床以上



200床～400床未満



200床未満



0% 20% 40% 60% 80% 100%

※「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」(平成28年度厚生労働科学特別研究「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査研究」研究班)結果をもとに医政局医療経営支援課で作成。病院勤務の常勤医師のみ。勤務時間は「診療時間」「診療外時間」「待機時間」の合計でありオンコール(通常の勤務時間とは別に、院外に待機して応急患者に対して診療等の対応を行うこと)の待機時間は除外。医師が回答した勤務時間数であり、回答時間数すべてが労働時間であるとは限らない。救急機能とは、救急告示・二次救急・救命救急のいずれかに該当すること。